

白浜町認可保育園紙おむつ等納入業務
仕様書

白浜町民生課幼児対策室

白浜町認可保育園紙おむつ等納入業務 仕様書

1. 目的

「白浜町認可保育園紙おむつ等納入業務」を実施するにあたり、本仕様書において当該業務に関する内容を定める。

2. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間とする）

3. 納入内容

乳幼児用の紙おむつおよびおしりふきを納入場所である町内の認可保育園の発注内容に応じて週1回納入する。

4. 基本仕様

基準品：パンパース、ムーニーマン、メリーズ

※基準品の他、同等品以上のもの（事前に同等品承認願を提出し、承認を受けたものに限る）

※ただし、以下の条件を満たすものであること。

- ・紙おむつの規格は、Sサイズ・Mサイズ・Lサイズ・ビッグサイズ・ビッグサイズよりも大きいサイズの5種類とし、SサイズおよびMサイズのみテープタイプおよびパンツタイプの両タイプを、Lサイズ以上はパンツタイプを納入する。
- ・Lサイズ以上のテープタイプの希望があった場合は対応すること。ただし、乳幼児用の紙おむつで対応できない場合は、代用できる紙おむつで対応すること。
各おむつは漏れ・蒸れを防止する構造であり、多分に吸収素材を含むものとする。おむつのサイドにはギャザーを装備し、足の付け根等からの横漏れを防止するものとする。
- ・おしりふきは、水分を十分に含み、密閉できる厚手のもので、香料およびアルコールを含まない240cm²以上の大きさのものとする。
- ・紙おむつ等は、利用者の立場に沿って品質が十分に確保されたものを納入すること。

5. 納入場所 ※施設数は変更になることがあります。

	種別	施設名	所在地
1	公立	白浜幼稚園	〒649-2211 白浜町 190 番地
2	公立	湯崎保育園	〒649-2211 白浜町 2927 番地の 263
3	公立	とんだ幼稚園	〒649-2324 白浜町十九淵 52 番地の 1
4	公立	日置保育園	〒649-2511 白浜町日置 340 番地の 1
5	私立	堅田保育園	〒649-2201 白浜町堅田 2487 番地の 31
6	私立	堅田第二保育園	〒649-2201 白浜町堅田 714 番地の 1

6. 契約締結の方法

契約は、紙おむつおよびおしりふきの各規格の1枚ごとの単価契約とする。

7. 業務内容

(1) 注文受付

- ・注文の受付は、原則として受注者が用意する発注システム等により行うこと。

- ・発注の際には、各保育園が直接発注を行うこととし、配送時間および配送場所については、各保育園と事前に調整すること。
- ・誤発注を防ぐため、注文取り消し等の体制を整えておくこと。
- ・緊急時には、可能な限り迅速に対応すること。
- ・発注方法および在庫管理は、保育士等の負担軽減に配慮し、工夫すること。
- ・最小発注単位として、1 ケースから発注可能とすること。

(2) 配送業務

- ・注文を受け付けた場合は、可能な限り指定時間までに指定場所に確実に配送できるよう、適切な配送体制を整えること。
- ・配送方法について、施設により配送する車両の大きさに配慮し、駐車位置を確認のうえ、各保育園への配送を十分に行えるようにすること。
- ・納入時は配送前に納品受領担当者を確認する等、保育士の負担軽減に配慮すること。
- ・納入場所について、玄関先以外への納入の個別対応が必要となった際には保育園と協議を行い、対応すること。
- ・納入について、安全な方法・手段により実施すること。
- ・週1回、過去の納品分の段ボールを回収すること。ただし、週1回の頻度で納品がない場合は、次の納品時に回収すること。

(3) 業務報告

- ・受注者は、保育所等に納入する紙おむつおよびおしりふきの量を把握し、毎月の末日において算出した紙おむつおよびおしりふきの納入数を報告すること。

(4) その他、業務全般に関すること

- ・仕様書の内容を実施できる人員を確保すること。
- ・白浜町が、委託業務上提出が必要であると判断した書類について、速やかに作成し、提出すること。

8. 委託料の支払い

- (1) 受注者は、毎月の末日において紙おむつおよびおしりふきの納入数を算出し、消費税および地方消費税込みで委託料を発注者に請求する。
- (2) 請求書には、保育園ごとの発注内容がわかる内訳書を添付すること。
- (3) 発注者は、受注者から請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

9. 一般事項

- (1) 見積りに際しては、紙おむつおよびおしりふき1枚あたりの単価を見積もることとする。
- (2) 見積金額には、紙おむつ等の発注・運搬・納品・調整および段ボール回収に係る経費を含むものとする。
- (3) この仕様に定めのない事項については、必要に応じて協議のうえ、これを定めるものとする。
- (4) 受託者は、契約期間が満了となり、受託者が変更になった場合には、新たな受託者が業務を円滑に行うことができるよう、引続き事務に協力すること。また、業務を遂行するにあたり持ち込んだ備品及び消耗品を撤去すること。
- (5) 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態、社会経済情勢の変化により、単価等の契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときには、契約金額その他内容について、町が協議に応じることができる。
- (6) 上記に定めるほか、事業効果の向上、安全確保、職員の負担軽減、業務効率化に資する独自提案がある場合は、実施体制、実現可能性および期待される効果を具体的に示すこと。

別表1 「紙おむつ等の納入先および利用予定人数」

利用園児数見込み（令和8年度）

	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳
1	白浜幼稚園	3	2	1 1	3
2	湯崎保育園		6	3	4
3	とんだ幼稚園		6	1 1	8
4	日置保育園		1	4	3
5	堅田保育園	3	6	1 3	2
6	堅田第二保育園		1	5	1
	合計	6	2 2	4 7	2 1

別表2 「紙おむつ等の利用予定枚数（令和8年4月～9年3月末）

規 格	枚数（枚）
Sサイズ（テープ）	5 0
Mサイズ（テープ）	9 3 0
Sサイズ（パンツ）	2 4 0
Mサイズ（パンツ）	2 9, 2 5 0
Lサイズ（パンツ）	4 3, 2 2 0
B I Gサイズ（パンツ）	1 8, 3 5 0
B I G大サイズ（パンツ）	3, 0 5 0
おしりふき	1 3 9, 0 0 0